

## **平成26年度 文京区障害者地域自立支援協議会**

日時 平成26年5月13日（火）午前10時から正午まで

場所 文京シビックセンター24階区議会第1委員会室

### **<会議次第>**

#### 1 開会

- ・委嘱式
- ・会長の互選、副会長の指名

#### 2 議題

(1) 文京区障害者地域自立支援協議会について 【資料第1号】

【別紙1～3】

(2) 平成26年度各専門部会の下命事項の確認について 【資料第2号】

【別紙4】

#### 3 その他

・障害者計画の改定について 【資料第3～5号】

・自立支援協議会と基幹相談支援センターの今後のあり方について

【資料第6号】

### **<文京区障害者地域自立支援協議会委員（名簿順）>**

#### **出席者**

高山 直樹 部会長、志村 健一 委員、佐藤 澄子 委員、  
橋本 淳一 委員、下田 和恵 委員、蜂須 米雄 委員、岡 里子 委員、  
森田 妙恵子 委員、松下 功一 委員、行成 裕一郎 委員、  
瀬川 聖美 委員、吉田 治彦 委員、三股 金利 委員、佐藤 祐司 委員、  
望月 大輔 委員、加藤 たか子 委員

#### **欠席者**

管 心 委員、安達 勇二 委員

### **<幹事>**

#### **出席者**

木幡福祉政策課長、須藤障害福祉課長、福澤福祉センター所長、  
伊津野保健衛生部参事予防対策課長事務取扱

#### **欠席者**

石原保健サービスセンター所長（精神）（保健衛生部長兼務）

### **<傍聴者>**

5名

**障害福祉課長**：皆様、おはようございます。

平成26年度第1回文京区障害者地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

会の開催に先立ちまして、委員の委嘱式を行います。

委嘱状を成澤文京区長よりお渡しいたします。

(委任状交付)

**障害福祉課長**：委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、成澤文京区長よりご挨拶を申し上げます。

(区長挨拶)

**障害福祉課長**：成澤区長は、ここで退席されます。ありがとうございます。

それでは、今回は第1回目となりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いできればと思います。

(各委員の自己紹介)

**障害福祉課長**：次に、会長の選出に移らせていただきます。

本自立支援協議会の会長は、会の要綱により、委員の互選により定めることとされております。どなたかご推薦をお願いいたします。

**松下委員**：前年からの引き続きで、高山先生にお願いしたいと思います。

**障害福祉課長**：よろしいでしょうか、皆様。

(異議なし)

**障害福祉課長**：ありがとうございます。

それでは高山先生、会長席にどうぞお移りくださいませ。

高山先生、早速ですが、ご挨拶を、よろしくお願ひいたします。

**高山部会長**：どうぞよろしくお願ひいたします。

区長からありましたように、平成20年からこの障害者地域自立支援協議会というものがスタートしています。特にこの文京区では、当事者の方の参画をどういうふうに促していきながら、この協議会を運営していくかということとずっと考えていたと思います。昨年、初めてだと思いますが、当事者部会というものをつくり、そこで3部会の協議したものをチェックしていただくようなものをつくりました。

そういう意味でこの間、政策的にもいろいろな変化があって、特に障害者権利条約が批准されましたので、それを具現化していくべく、この協議会もいろいろな形で議論を重ねていくということになろうかと思ひます。

この会は親会になりますので、4部会のかじ取りをしていくという形になりますので、ぜひ広い視点から、皆さんの忌憚のないご意見を聞かせていただひいて、文京区の障害者の方々の自立を促進するために、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**障害福祉課長**：次に副会長の指名に移ります。

本会の副会長は、要綱により会長の指名とされております。

それでは高山会長、副会長の指名をお願いいたします。

**高山部会長**：志村健一先生にお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

**障害福祉課長**：それでは、志村副会長、副会長席にお移りくださいませ。

志村副会長からもご挨拶いただひきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**志村副会長：**志村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、一昨年からこちらの仲間に入れさせていただきまして、昨年は、特に調査のほうなんかもさせていただいて、非常に学びの多かった年になりました。また、引き続き、皆様のご協力を得ながら、会長をサポートして進めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**障害福祉課長：**ありがとうございます。

それでは、これより高山会長に進行をお願ひしたいと思ひます。

高山会長、よろしくお願ひいたします。

**高山部会長：**それでは、まず、事務局から連絡事項をお願ひいたします。

**障害福祉課長：**本日の委員の出欠状況についてご報告申し上げます。

本日は、菅委員、それから安達委員がお休みとなっております。また、幹事ですが、石原保健サービスセンター所長が欠席となっております。

委員の出席状況については、以上です。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第。それから資料の第1号～第6号、別紙の1～4がついております。よろしいでしょうか。それから、参考資料がついております。そして、委員の名簿、本会の要綱、文京区障害者地域自立支援協議会の会議運用について。以上が資料となっております。

資料は全ておそろいでしょうか。

説明は以上です。

**高山部会長：**本日の予定について、お願ひいたします。

**障害福祉課長：**次第をご覧ください。

本日の予定ですけれども、今、開会が終わりまして、議題に、これから入ってまいります。議題につきましては、地域自立支援協議会の概要のご説明ということがまず1点。そして、本日のメインになりますのが、2の(2)平成26年度各専門部会の下命事項の確認となります。その他としまして、今年度策定予定の障害者計画の改定についてのご説明。それから、自立支援協議会と来年度開設予定の基幹相談支援センターの今後のあり方についてのご説明をしたいと思ひます。

本日のテーマは以上でございます。

**高山部会長：**それでは、議題に移ります。

まず最初の議題ですが、文京区障害者地域自立支援協議会について。

事務局より説明をお願ひいたします。

**障害福祉課長：**それでは、資料第1号をご覧ください。もう既に何期かお務めいただいている委員の方々には繰り返しになりますけれども、初めての方も何人かいらっしゃいますので、基本のところからご説明申し上げます。

資料第1号ですが、本協議会についてです。

設置目的につきましては、この法律、いわゆる総合支援法の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにという目的で、関係機関との連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行う。そして、そういった障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的としてということでございます。

区長等のご説明にありましたように、開設は、平成20年3月からとなっております。体系についてです。こちらのほうが相談支援専門部会等ですが、別紙1をご覧ください。こちらのほうがわかりやすいかと思えます。

本日、この会にお集まりいただきましたのは、一番上にあります全体会となります。これが親会という言い方をしております。そのもとに四つの専門部会ですが、テーマとしましては、就労支援専門部会、相談支援専門部会、権利擁護専門部会、そして、昨年度から障害当事者部会と、こういった部会があります。そのもとに個別支援会議と、その事例に基づくような会が相談支援専門部会にあるという形になっております。

この形の絡み方ですけれども、別紙の3をご覧ください。全体スケジュールといたしまして、この親会という形で、5月に第1回目があります。それぞれの部会ですけれども、当事者部会は、各専門部会の1回目の定例会が終わった後に、当事者部に報告、そして意見をもらうという形で絡んでまいります。専門部会は、相談支援をはじめその三つの部会で、こういったスケジュールで行っていくといった全体の仕組みで進めていくという形になっております。

もう一度、資料第1号の表にお戻りください。

今、3番目の協議会の体系でした。

4番目に行きます。協議会の検討事項、これは要綱に記載されている中身を書いてございますけれども、1から6までの事項をこの会は検討していくということでございます。これまでの検討状況です。別紙の2をご覧ください。

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等でございますが、これは、過去3年間においては、各部会等でこういった中身で検討してまいりました。

昨年度につきましては、相談支援専門部会では、サービス利用計画等の対応及び検証等。それから、基幹相談支援センターの設置等々。の検討がされております。

就労支援専門部会におきましても、昨年度は就労の促進・継続を支援するための方策及び、ネットワーク構築についての検討。ということで検討されてまいりました。

権利擁護につきましては、その望ましいあり方について等、かなり幅広い形で検討が行われてきたということでございます。

当事者部会につきましては、初めて設置ということで、各専門部会から付議された事項についての意見の交換。こういった形で進められてまいりました。

自立支援協議会の構成等については、以上です。

**高山部会長：**今の自立支援協議会の概要というか、説明がございましたけども、何かご質問があればと思います。いかがでしょうか。特に新しく委員になられた方、何かあればと思います。いかがでしょうか。

**佐藤委員：**ここに、きょうは親会として出ておりますけども、専門部会ですか、いろいろな障害者のとか、そういう専門部会のメンバーというのは、どういうふうにして決められるものなんでしょうか。

**高山部会長：**専門部会のメンバーの決め方ということですね。重複している方もいますよね。親会と部会ですね。そのこともちょっと教えていただくといいかなと思います。

**障害福祉課長：**この経緯につきましては、もし、ご説明いただければ、先生、お願いできるでしょうか。

**高山部会長：** どうでしたかね。一応、四つの部会ありますけれども、最初の就労支援、相談支援、それから権利擁護というのは、この文京区内の中の、いわゆるその関係者の方が選ばれています。ですから、就労系は就労系ですし、権利擁護は権利擁護系で、相談は相談。相談というのは、ある意味で全部ですので、3障害というところからなっています。

そういう意味では、僕は経緯はよくわかりませんが、この地域自立支援協議会で一番大切なのは、3障害って、一般的にありますよね。これがネットワークがとれていなかったり、知らないんですよ、お互いに。顔は知っているかもしれないけど、あんまり議論したことがないということで、ネットワークをつくっていくというのがすごく大切と。

それからもう一つは、顔の見える関係性の中で協議をしていくというのが大切だということがあって、そういう意味では、そういう形でバランスよく、文京区内の中のかなめになる方々を選んできたというふうに思います。だから、皆さん、この中に入っている。

それから、もう一つは、この親会のメンバーの中にそれぞれ、また部会のメンバーという方もいらっしゃいますよね。それぞれほかに入っている方がいたら、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

部会は、我々も参加をさせていただいたりしているということもありますけれども。そういう形で、ずっと来ています。よろしいですか。

**佐藤委員：** この相談支援部門に、私は知的障害者の相談員として、今回入っていますけど、相談部門の中に知的障害者とか、そういう人たちの専門部会の委員の中に入っていられる方はいらっしゃるのでしょうか。

**行成委員：** ここの場ではいはいないですけれども、槐の会の江澤さんや、昨年度は、やまどりさんの横尾さんが入っていました。それから、関根委員は事業所より委員として入っていました。

**障害福祉課長：** 要綱をご覧くださいまして、第8条に専門部会がございます。ここで決められているものは、専門部会を置くことができる。部会は、協議会が指名する事項について調査研究する。それが、本日、次の議題になるところですが、この親会となるところが指定をしていくという、そういう意味での下命になるわけです。

それから、部会ですが、3番目です。部会は、会長の指名する者をもって構成すると。手続的には会長指名ということになります。ただし、障害のある当事者を中心として構成する部会については、会長の指名する者及び公募により決定した者をもって構成ということになります。

4番目、部会に部会長を置き、互選によりということで会長を定めると。

それから、5番目、部会は部会長が招集。

こういったような形でございます。確かに、この親会のもとにどういった部会があって、そのメンバーのことについて、本日資料がないので、皆様にはまた追って、今年度の部会のメンバーについてお示しするようにいたします。

**高山部会長：** よろしくお願ひします。

どうぞ。

**佐藤委員：** 何も知らないのですが教えていただきたいのですが、特に、私は相談員として、相

談を受ける立場になっています。いつも、自立支援協議会ができたときに、自立支援協議会って何でしょうというふうなことの問いかけはしてきました。

それで、相談員として、それをどこへパイプをつなげられるのかなというふうな課題をいつも持っていますけども。今本当に切実にいろんな問題が起きてきたときに、障害者計画の中に式乗っけるのは客観的なものであって、実際に相談を受ける立場としては、どういうふうに行政につなげて、どういうふうに解決をされているのかという問題が、近々の課題だというふうに思っていますので、本当に、私たちが抱えている相談内容を、自立支援協議会で課題にしてほしいなというふうにいつも思っていますので、その点はどういうふうにしてくださるのか、お願いしたいなというふうに思っています。

**高山部会長：**この親会は、回数的には年に2回程度なんですね。ここの親会で、それぞれの部会の下命事項をつくって、そして、その部会で専門的に、あるいは広く協議していただくということになります。そういう意味では、相談支援専門部会に対して、意見を言っていただければという形になろうかなと思いますけど。どういう形ですか。

**障害福祉課長：**そうですね。相談員の方の制度はかなり長く制度化されてきていて、その役割を果たしていただきました。その中で、今改めて、この相談支援事業をどうしていくかという視点がありますので、そことどううまく連携していけるのかというための、何らかのご意見がいただけるような場所というか、あるいは場合によってはメンバーということも含めて、確かに検討は必要という感じがいたします。

ここにつきましては、会長、部会長とも、あわせて、テーマの設定のときにご意見をいただくのか、あるいは、オブザーバー的にご参加いただくことも含めて考えるのか、そこはご相談させていただきたいと思います。

相談員さん立場からということで、今、佐藤委員からのお話というふうに受け取らせていただきます。うまく、それぞれの地域資源がいいネットワークをつくって解決にきちんと結びつくようにということかと思っておりますので、そういうことで検討させていただきます。

**高山部会長：**相談員の方で身体障害の方もあつし、精神障害、三つの、やっぱりありますよね。知的の場合はご家族がやっておられたり、身体の場合は当事者の方がやっておられたりしますから、それぞれまた相談が違つうと思つしますので、そういう意味では、相談員全体のところから、どうつうふうにフィードバックしていくかということは、今、須藤課長が言われたとおりに、何かルートをちゃんとつくつていくことは必要かもしれないですね。

この後、下命事項についても協議はしますので、そこでもおつしやつていただいて結構だと思つします。

ほかにはいかがでしょう。

(なし)

**高山部会長：**それでは、次の議題に移りたいと思つします。

平成26年度の各専門部会の下命事項の確認について。よろしくお願ひいたします。

**障害福祉課長：**資料第2号をご覧ください。平成26年度の各専門部会の下命事項、これは、この本親会が、現在あります専門部会に対して、今年度この内容で検討してつてくださいという内容になります。

今お示ししてある中身につきましては、昨年度の3月、今年3月になりますけれども、25年度の検討内容のご報告をいただき、それを踏まえた上で、今年度この内容でということでの示しがあったものについて、ここで皆様にお諮りするものでございます。

また、報告内容について、既にお聞きの委員もいらっしゃいますけれども、初めての方もということですので、参考資料で、昨年度報告があった中身について、資料としてお示ししております。

まず、資料第2号に基づきましてご説明いたします。

相談支援専門部会になりますけれども、相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行うということです。

① これまでの検討等を踏まえた、事業者や相談機関における望ましい相談・支援体制等についての検討。②「サービス等利用計画」への対応。こちらは、今年度中に全ての方について書きなさいという国の大きな流れがございます。③定例会議の事例検討等をはじめとする従事者のスキルアップ。ワークショップ的な形も含め、スキルアップにつなげる中身。④基幹相談支援センターのあり方についての検討。これは昨年度、あり方といえますか、設置についての検討をいただきまして、一応設置へのご了解をいただいた上で、一応消す形になっていたかと思えます。ただ来年度出発し、それがいろいろな相談支援の方々はどういうふうにネットワークをつくっていくか。そういうあり方については、引き続き検討するのが望ましいであろうということで、復活する形で、4番目に書いております。

相談支援については、以上です。

続きまして、2番目の就労支援専門部会、就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。①就労支援における現状と問題点についての情報共有。②就労の促進・継続を支援するための方策及びネットワーク構築についての検討。③大学や産業界などの地域資源との連携の具体化についての検討となります。

以上です。

それから、3番目の権利擁護の専門部会。こちらにつきましては、権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討となりまして、①障害者の権利擁護についての望ましい在り方についての検討。②障害者への権利侵害についての事例検討。③権利擁護における障害者支援の在り方・エンパワメントについての検討。④権利擁護のネットワーク作りについての検討。⑤障害者虐待防止法を踏まえた、障害者虐待防止に関する取り組みの検討。以上が、昨年度に引き続きこのテーマでの検討が、出されております。本日もこれについてお諮りしたいと思います。

4番目の障害当事者部会につきましては、引き続き、各専門部会から付議された内容についての意見交換という位置づけ。そして②障害当事者部会で検討された内容について、自立支援協議会（親会）への報告。という形で位置づけてまいりたいと思えます。

説明は以上です。

**高山部会長：**ありがとうございます。

この下命事項について、ご意見、ご質問あればと思います。いかがでしょうか。

**佐藤委員：**相談支援専門部会についての2番目の「サービス等利用計画」への対応とございますが、これは障害者計画の中にも入っていますけれども、これは部会としてどのよ

うに考えていらっしゃるのか。全体的に26年度までというふうなことになってはいますが、どの程度進んでいらっしゃるのか。それから、就労していらっしゃる方に対しては、全然そういう対応もありませんので、そういう考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**高山部会長：**これは行成委員が部会長でしたね。

**行成委員：**サービス等利用計画については、この部会で話し合っている内容については、今ちょうど移行期ということになりまして、平成26年度末までに障害福祉サービスを利用する方すべてに、このサービス等利用計画を立てるということを国が打ち出しているんですけども、ちょっと正確な状況を、今、私のほうでわかってなくて、もしかしたら文京区のほうで話があるかもしれませんが、文京区だけでなく、特に東京においては、特に全然、サービス計画が進んでない現状があります。

それで、なぜそういうことが起きているかといいますと、まず一つは、このサービス計画を立てられる事業所が少ないということですね。サービス計画を立てる事業所が少ないということは、立てられる相談支援従事者の方が少ないということでありまして、まずそちらの相談支援従事者をどうやってふやしていくか、そのあたりのことが話し合われています。

それから、どんどん立てればいいというものではなくて、数を増やそうとすれば、当然質は落ちてしまうかもしれないので、そのあたりの質をどうやって担保するかとか、そのあたりのことを少し話しています。それから、手続上のこととかも、これは新しい制度なので、行政と事業所のほうでどうやって協力していくかとか、そのあたりのことが今話されています。

さっき就職する人について、就職する人というのがどういうことなのか。

**佐藤委員：**割と対照的になって、早く事業計画も立ててもらえるのではないかと思いますけども。就労している方たちが、やはり、それに移動支援を使いたいとか何かというときに、サービス利用計画が立てられてなかったときに、どういう対応をしたらいいのかなというふうなことも含めて、やはり支援計画、サービス利用計画の重要性がそこにあるのではないかなというふうに思います。

**行成委員：**現状、今、その数に全然、なかなか達してないという現状があると言いましたけれども、恐らく、サービス等利用計画を立てるかどうかの対象というのを、全部というわけにはいかないの、例えば予防対策課、8階のほうなんかは、全件ではなく、例えば、この方をやってくださいとかいう形、総合計画が必要な形で依頼があったり、また、各自事業所で知っているケースを立てていたりということで、佐藤委員がおっしゃるように、必要な人全員に、まだそのサービスが行き渡っていない現状というのがあるというのは、部会でも認識してはいて、そのあたりはちょっと、もう日が少ないんですけども、どのようにやっていくかというのを、部会だけではとても議論が追いつかないので、今、相談支援従事者とかで連絡会をつくって、月1回から二月に一遍のペースで、今、話し合いをしております。

**佐藤委員：**よろしく申し上げます。

**高山部会長：**どうぞ。

**佐藤（祐）委員：**サービス等利用計画については、障害福祉サービスをご利用いただいて



いる方が対象となっております。就労されている方でサービス利用していない場合は対象外です。

移動支援等、障害福祉サービスではなく地域生活支援事業だけを利用している方についても対象外となります。

**行成委員：**もう少し捕足を。今、働かれているということで、要するに、一般就労で移動支援だと、このサービス等利用計画の対象にはならないんですね。いわゆる、今までの旧法という自立支援法、障害者総合支援法の福祉サービスの個別給付ですね。そういうのに当たる方が、サービス等利用計画の対象となります。細かく言うと、例えば地域活動支援センターとか移動支援というのは、サービス等利用計画の対象にはならず、就労継続型とか就労移行型とかグループホームとか居宅介護とかが、サービス等利用計画の対象となりますね。

**高山部会長：**ちょっと捕足しますと、この体系図がございますよね、これを見ていただくと、この相談支援専門部会の下に定例会議というのがあるんですね。これは、年4回程度行っているんですが、相談支援専門員、それからサービス管理責任者と実務者が中心で、各事業者から事例を報告して、ずっと検討しています。ここには事業所の職員の方々もたくさん集まって、30名ぐらい集まります。そして協議したりしている。一昨年は、サービス等利用計画に関しての、そのことについてずっとやっていました。

何を言いたいかというと、行成委員も言いましたけど、このサービス等利用計画の質ですよね。早くやればいいというものではなくて、質が問われるわけで、その質のところのすり合わせを、行政と事業所、それ我々と、一昨年は、1年間やって、ある程度のある方向性を確認できたということだと思います。そういう意味では、相談支援専門部会の下に定例会議がありますので、こういう会議なんかも、この親会のメンバーの方も来ていただいてもいいんじゃないかなと、ちょっと思いました。

だから、そういう意味では、相談員の方も来ていただいてもいいんじゃないかなとちょっと思いましたので、そういうこともお知らせしたいと思います。

**高山部会長：**ほかにいかがでしょうか。

**三股委員：**今、下命事項の内容を見て、部会の開催回数を見ると、部会の内容が包括的に随分とボリュームがあるような感じがするのに対して、開催の回数がこれでいいんだろうかというようなちょっと懸念があるんです。この辺はいかがなんでしょうか。

**高山部会長：**いろいろ予算の関係とか、いろいろ現実的にはあるのだろうと思いますが、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**私も今年度初めてこれを見まして、確かに、同じような感想を持ったところです。

一方で、委員の皆様のご負担というのもあるかとは思いますが、例えば全体会であるこの親会についても、これが1回目。そして年度末に、最後のご報告で1回。そうすると、中途の経過について意見をお話しいただく場面ですとか、あるいは何か全体を変えていきたいというのをご相談する機会がなく、3月にご報告で終わってしまうのはどうなのかと。

ですので、確かに検討したい内容、しかも時間が切られている場合もありますから、その年にもよって違うのかもしれませんが、中身を目的に即して、あとは皆様の現実的な

参加の可能性も含めて、回数については皆様にご意見を頂ければ、変更の検討はしたいと思っております。

そのあたり具体的に、例えば今ご覧になって、心当たりがございましたら。

**三股委員：**相談支援部会に定例会があるように、例えば就労支援部会でもそういう関連のスタッフを集めた臨時的、同じような会を開いてもいいんじゃないかというふうには思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**障害福祉課長：**それ自身は、本当によいと思います。例えば、この相談支援部会だけ定例会が始まったその経緯等をいただければ、私的にはいいように思えるんですが、皆様のご意見等もいただければと思います。

**行成委員：**定例会議については、相談支援専門部会でやっぱり個々のケースを取り上げる必要があるだろうと。そこからいろいろな問題点を抽出して、それを地域の問題として部会のほうで上げる必要があるということで定例会議が始まりました。

今、三股委員がおっしゃったように、内容のボリュームに対して開催回数がやっぱり少ないというのは、本当にそのとおりでありまして、だから相談支援専門部会を、例えばサービス等利用計画なんかについても、先ほど、とても議論の時間が足りないということでしたので、事業所で、やはりそういう連絡会というのを立ち上げまして、そこでいろんな意見を、行政の方にも入っていただいております。障害福祉課と予防対策課の職員の方も来てもらって、いろいろこのシステムの問題や、どのようにスキルアップしていけばいいかということは今議論してございまして、それを私が、例えば部会に上げるようなテーマであれば上げていくという形をとっています。各部会についても、大きなテーマであれば、やはり、そういう形をするのがいいのではないかなとは思っています。

**志村副会長：**参考までに申し上げさせていただくと、定例会のほうはボランティアで皆さん参加していただいておりますので、予算措置はされていない。運営のほうも、事業所の方々に中心になってやっていただく。そういう形で進めていますので、それぞれの専門部会のほうでそういった動きがあれば、区のほうでサポートしていただきつつ、そういったやり方であれば、お金の心配をせずに動かしていくことは可能なのかなというのは思っていますけれども。ボランティアを強制するわけにはいかないだろうというふうには思っております。

以上です。

**障害福祉課長：**私も4月に参加させていただいた会が定例会でしょうか、夜、すごく熱心に、皆様やっておられた、それがボランティア、この会の位置づけというのはなかなか結びつかなかったんですが、前提がボランティアということでもいいのか。

ということであれば、就労の専門部会のほうにこういったご意見もあったということでご検討いただくということで、よろしければと思います。

**蜂須委員：**よろしいでしょうか。ハローワーク飯田橋の蜂須です。

去年まで就労支援部会の部会長をやらせていただいて、皆様方とご協議させていただいていたんですが、ハローワークですと3区を管轄しておりまして、ほかの区ともこういった会議、それから、うちの主催の会議も、年3回ほどございまして、文京区さんだけは、私が部会長ということで毎回出るような形になりますので、そうすると、ちょっと部会長というのはご辞退させていただきたいなというふうにお問い合わせたいと思

います。

**加藤委員：**予防対策課の加藤です。

私も、当時、定例会議が始まるころはここにいなかったのですが、本当のことはわかりませんが、私の手元にある記録を見ますと、平成22年から定例会議の記載がございます。そのときの狙い、当初の狙いというのが、障害者の支援に携わる方々が集まり、事例をもとに意見や情報を交換する場所。またはスタッフ同士がネットワークをつくっていく場所ということに記載されています。その中でいろんなことが議論されて、課題も残っているんですが、なので何かをつくり上げていくというよりは、やはり支えていくスタッフたちが個別、具体的なものをあれこれ言いながら、本当にいい仕組みはどういうふうにつくっていくかということを検討する場になっているという記載がありました。

**高山部会長：**ありがとうございます。そのとおりですね。あと、3障害の方が一緒になってやるということの顔が見える関係性と。ずっとやっていますけども、グループスーパービジョンになっています、基本的には。ですから、スタッフの方にとっては、非常に若いスタッフの方にとってはいい研修というか、そういう場になっているような気がしますね。

どうぞ。

**佐藤委員：**ちょっとお尋ねしますけども、就労支援における現状と問題点の情報共有とありますけれども、今までどういう現状と問題点についてあるのか、簡単に説明していただけますか。

**蜂須委員：**東京都の障害者の雇用情勢ですかね、売り手市場なのか、買い手市場なのかとか、それとか障害者雇用率とか、そういったところの改正。それから、各種助成金とかの変更が多々ございますので、そういった情報を説明させていただきまして、皆様と共有をさせていただいております。

それから、文京区さんのほうで特例子会社とか、あと、障害者の多数雇用事業所を誘致しようじゃないかという案も出ておりますので、そこら辺動き始めた段階で、場所がどこになるとか、そういったところまでは、まだ行ってないんですが、そういった文京区さんに誘致をしようというような動きも検討させていただいております。

それから、ちょっといま一步、就労は一般企業では難しいなというような方については、ことしからも大分充実させていただいているとは思いますが、文京区さんの中でチャレンジ雇用ということで、そういった事業もかなり充実をさせていただいているところでございます。大体主立ったところだと、そのようなところでございます。

**高山部会長：**ほかにいかがでしょうか。

**障害福祉課長：**今、蜂須部会長のご意見の中で、この現状の中に新しく定例会を別に設けるのは、かなり負担としてはちょっとやりかねるということだと思うのですが、大きな枠の中では、確かに、今、部会のほうでやっていただき、多分、三股委員のおっしゃるのは、もっと事例的な意味合いなのかと受け取ったんですが、現場の方々を含めたようなそういったものと。そうすると、仕組みづくりの中で、必ずしも蜂須部会長が全てそれをマネジメントされなくても、その部会の中での位置づけが可能であればいいのかと思ったんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

**三股委員：**たまたま就労関係の話为例に出しましたが、各部会で必要に応じて開催すればいいと思うんですね。そこに部会長さんがいらっしゃらなくても、やっぱりスタッフ、集まったメンバーで、どういう内容をもみ込んでいくかとか、揉んでいくかとか、そういう作業が大事だと思うんですね。

そういった意味で、先ほど申し上げたような部会本体だけじゃなくて、委託みたいな形で、下請みたいなそういったところで、もっと身近な人たちがその目的とする内容について討議するのもいいんじゃないかということで、就労支援部会に限ったことでなくて、権利もそうですし、関係するような人たちを集める必要があれば、そういった形でやるのもどうかということです。

**蜂須委員：**了解しました。

**橋本委員：**社会福祉協議会の橋本です。

私は、権利擁護専門部会を務めておりますけども、先ほど年3回で十分に達成できるのかどうかというご指摘がありましたけども、昨年3回の部会で、権利擁護専門部会は五つの下命事項について取り組んでまいりましたが、五つ全て、一つ一つ取り組んだということではなくて、やはりいろんな議論をしていく中で、五つの下命事項をそれぞれ視点に入れながら進めていったということがございます。

昨年3回やっていった中で、じゃあ、来年度どうしていこうかというところを、最終的にまとめたわけですけども、来年度は、もう少し外に飛び出していこうとか、そういうような意見も出ておまして、3回の部会の中で前進を図っていったというふうな認識ではおります。

以上です。

**三股委員：**資料の別紙2に、今までの進捗状況が出ているんですが、やはり目的があって、どのように動いてきたかというのが、ここに示されておりますが、やはりある程度、1年をかけて動く、そういうところはどうのような成果があったのかというのが、やっぱりもう少し出てこないか、自立支援協議会という組織の意義が問われるような気がいたしますので、もう少し発展的に、現場から親会まで動いていったらなというふうにちょっと思いました。

以上です。

**高山部会長：**ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

**佐藤委員：**例えば、こういう専門部会に対して親会のほうから、こういうことも検討の課題にさせていただきたいというふうなご意見は言えるのですか。

**高山部会長：**言えます。今がこのときです。

**佐藤委員：**じゃあ、就労支援ですけども、就労のことですけども、やはり就労をしてない方だけではなくて、在宅の方がかなりいらっしゃるということは、今、精神的に出られないという方もたくさんおいでになるようなので、やはりそういう方たちをどういうふうに支援していくかというものを考えていただきたいというふうに思っています。それは相談の中に入って来ていますので、よろしく願いいたします。

**高山部会長：**障害のある方の就労というのは、就労に特化する形ではなくて、実は生活全体の中で就労をどう考えるかという視点がすごく大切になりますよね。そういう意味

では、就労支援専門部会と、やっぱり相談支援専門部会がもっとリンクをしていくような形のところの議論というのも必要になってくるんじゃないかなと思っているんですね。ですから、相談支援専門部会で定例会がありますけれども、そこは今スタートしていますから、そこに権利擁護や就労支援の人たちをリンクさせていくみたいな形というのが十分あり得るんじゃないかなと思っています。

だから、そういう意味では、相談支援って、それはかなめですよ、権利擁護にも絡んできますから。そこら辺のところの可能性があるので。それぞれまた定例会をつくっていくというよりも、そういう形でリンクさせていくというのは十分あり得るかなと思いましたが、就労のところと相談支援は必ず結びついてきますし、権利擁護も結びついてきますので、虐待の話もですね。ですから、そういう形は割と現実的で、効率的かなというふうにちょっと思いました。

**高山部会長：**ほかにはいかがですか。よろしいですか。

あと、当事者部会に関してもありますけれども。どうぞ。

**佐藤委員：**当事者部会は、知的障害者の方も入っていらっしゃいますか。

**高山部会長：**入っています。それから、これは各部会にもお願いしてありますけれども、当事者部会は当事者の方ですけども、各部会にも当事者の方を参画をしていただきたいということは、ずっと私のほうからお願いをしています。そういう意味では、そこら辺の状況はどうでしょうか。

**橋本委員：**権利擁護専門部会ですけども、昨年度、部会の中で一つ決めをしました。それは、今年度26年度から権利擁護専門部会に障害当事者の方にメンバーとして一緒に参加してほしいということを決めております。具体的な方法についても少し話を進めておりますので、それに基づいて、今年度、できるだけ早く取り組んでまいりたいと思っております。年3回を予定しているかと思っておりますけども、その中で、障害当事者の方とも一緒に進めていきたいと思っております。

以上です。

**高山部会長：**何かありますか。

**行成委員：**相談支援専門部会としては、まず当事者のこの自立支援協議会の参画ということで、当事者部会を立ち上げるということで、どのような形がいいかということで話し合いを進めてきました。部会そのものに委員を入れるかどうかというのは、まだ引き続き検討をしております。部会で話す内容がかなりパーソナルな内容になることもありますので、そのあたりのことも含めて、今後話し合っていければいいと思っています。

私個人の考えとしては、せっかく当事者部会が立ち上がったので、例えばこの先、障害者当事者部会が年数を重ねていって、その中から相談支援部会のほうに定期的に委員を出してもらおうとか、そういう形とかがいいのではないかなと思っています。

以上です。

**高山部会長：**ほかにはよろしいですか

今年度は、障害者計画の見直しの年でもありますので、部会もそうですし、親会との関係もそうですが、いろんな形で連絡というか、その情報を密にしていくということがやっぱり必要になってくるんだらうと思いますね。それで、計画の中にどう落とし込んでいくかということもあると思いますので、そういう意味では、この親会も、先ほど須

藤課長がおっしゃいましたけど、今日と、3月ということじゃなくて、中間的なところで1回、計画のところもちょっとどういう進捗状況になっているかみたいなこととか意見というものも、1回聞いてもいいのかなと、ちょっとそんな感じもしていますので、また詰めていきたいと思います。

それでは、この下命事項については、そのことでよろしいでしょうか。今、意見が幾つか出ましたので、それはそれで、また各部会にお伝えしていくということになるかと思いますが、今年度、この下命事項ということで決定して、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**高山部会長：**ありがとうございます。この形で下命事項にさせていただきます。

それでは、その他として、今少し話をしましたが、障害計画の改定の年です。その後について、説明をお願いいたします。

**障害福祉課長：**はい。それでは、今年度策定いたします、障害者計画につきましてご説明します。資料の第3号をご覧ください。

新たな地域福祉保健計画の策定についてということで、今年度、地域福祉保健計画をつくってまいります。その中で、それぞれの根拠の法令を持っておりますけれども、障害者計画に関する部分といいますのが、その2番目の2の計画の位置付けのこの表をご覧ください。上から5番目、6番目のところに、これは法定で障害者計画と障害福祉計画をつくることになっております。根拠法令をそこにご説明した形なんですけれども、基本的な理念というところは障害者計画、そして、それを具現化する中身についてということで障害福祉計画という形がございますが、文京区におきましては、両方を合わせたものとしての障害者計画ということで策定をしてまいります。

全体の構成は3番目でございます。全体として5本立ての計画でつくっていくということでございます。

次のページをおあげください。

この検討の組織なんですけど、5の検討体制をご覧くださいと、それぞれの分野別につきまして、子ども部会から保健部会までという4本の検討の部会がございます。障害者計画につきましては、右から2番目の障害者部会というのがございまして、今年度6回開催をして、この計画を検討していくということになっております。

この中身について、それぞれ親会となります地域福祉推進協議会というところに報告をしながら検討を進めて行く。そして最終的には、地域福祉推進本部といたしまして、左の上でございますが、区長も含めた本部において意思決定をとって行って、決定していくという形になるものでございます。

スケジュールですけれども、7番目でございますように、1回目は4月24日に開催されております。11月ごろに中間のまとめの報告、パブリックコメントをとった上で、最終的に、3月には計画を策定していくという形で進めてまいります。

別紙の4をご覧ください。

基本理念とございますが、これは全ての地域福祉保健計画に通じるものでございます。今回策定していくに当たり、この6本の理念に基づいて検討していくというものでございます。人間性の尊重、自立の支援、支え合い、認め合う地域社会の実現、健康の保持・増進、区民参画及び協働の推進、男女平等参画の推進、こういったものを理念とし

て意識しながらつくっていくということでございます。

基本目標としては、次の2点。だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会。そして、だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。この目標に従って検討を進めてまいります。

次の資料の第4号ですけれども、現在の、これは24、25、26の3年化計画の中身が、このお示ししている中身になります。今の構成は、こういった形で1,2章が、その考え方、理念等で始まり、そして、障害者計画に固有の構成として3章以降、3章、4章、5章が構成されるということです。基本的な現状を3章であらわし、そして、その目標、そして具体的な中身を4章、5章で示していくということになっております。これを踏まえつつ、来年度以降の3年計画について検討していくということでございます。

資料第5号は、先ほどのスケジュールをもう少し細かく出したものです。このスケジュールですが、第1回目の検討が、既に1回行われておりまして、第2回目は5月27日に予定されております。そして7月、9月という形で、先ほどお示ししたように、第5回目で中間のまとめを報告していくという形になります。

ちなみに、第1回の委員会の中では、ここでは策定の基本的なことをご説明した上でいろいろご意見もいただいたところです。その中では、先ほど佐藤委員のお話にも関連するかもしれませんが、ひきこもりになりがちだったりとか、そういった形について、親御さんのご心配の声が幾つか上がっておりました。また、小さいお子さんをお持ちの親御さんからも、将来のことを考える機会にしていきたいということで、親御さんの気持ちがかかなり幾つかご意見として出ていたかな。そして、民生委員の方からも、高齢の方と障害をお持ちの方の支援という形が地域の中では課題になっておりますよということでご意見が出されておりました。

就労の場で、これは佐藤委員のご意見です。就労の場が、就労できたのはよかったんだけど、その後に、言葉は悪いですけども、外傷体験的なことになってしまったということも、就労が進むに従って起きつつあるよというようなこともご意見が出ておりました。就労と家族の支援、そういったことのテーマが幾つか語られていたと思います。

それから、相談支援にかかわる部分ですけれども、相談支援の包括的な仕組み、これは地域福祉推進協議会の親会でも語られておりましたけれども、座長の皆様が包括ケアシステムは、今、高齢のほうで語られております。包括ケアの包括化は、高齢だけではなくて、全ての方々にも通じるものではないかというようなことが話されておりました。そういったことも、1回目のこの会でご意見として出ておりました。5月の第2回目につきましては、24年から26年度の進捗状況、26年度これからですので、24年、25年の進捗状況についてご報告し、重点課題と方向性について検討していくという形で進めてまいります。

計画については、以上です。

**高山部会長：**何かご質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。

このスケジュールもタイトなスケジュールで、もう9月の上旬には中間のまとめをしなきゃいけないということになっていきますので、大変なんですね。ということです。

何かございますか。これについてよろしいですか。

障害者部会の方は、佐藤委員だけですかね。安達委員もそうですね。

計画に関しては、これでよろしいでしょうか。

(なし)

**高山部会長：**それでは、最後になりますが、資料の第6号の自立支援協議会と基幹相談支援センターの今後のあり方ということについて、説明をお願いいたします。

**障害福祉課長：**それでは、資料の第6号をご覧ください。昨年度、相談支援専門部会でも検討していただきました基幹相談支援センター、ここにつきましては、平成27年4月に開設いたします新福祉センターの中で開設を予定しておりまして、昨年度、その開設については進めるべきだろうということでもご意見をいただき、今、具体的な準備に入っているところでございます。

基幹相談支援センターの役割のイメージ、これは厚生労働省の資料ですけれども、このような形になっております。これをご覧いただきますと、大きな役割といたしますのは、この点線の丸の中に囲んである四つの四角いところにあるもの、上のほうにありますのは、総合相談・専門相談。専門的な相談支援を実施するというところで、なおかつ3障害に対応するという相談機能を持つものでございます。

時計回りでいきますと、地域移行・地域定着。入所施設や精神科病院への働きかけとかがございますが、今、入院、入所している方が地域に移行するための支援にかかわるものことです。

それから、下の、地域の相談支援体制の強化の取組。事業者さんへの専門的指導、助言、それから、相談支援事業者の人材育成、相談機関との連携強化の取組、こういったものがございます。そのちょっと下に、矢印「運営委託等」と書いてありますが、その下が、本会であります自立支援協議会となっております。この役割といたしますか、全体のことを言うかと思いますが、この自立支援協議会との関係について、これはこれから整理をしていかなければいけないというところでございます。

左側の権利擁護・虐待防止。こちらは成年後見制度の利用支援事業、虐待防止ということで、こちらの役割も果たすということでございます。

ちなみに高齢者では、地域包括支援センターがございしますが、その総合相談と権利擁護・虐待防止というのは共通するものでございます。そのほかについては、障害のほうの特性なのかなと思いますが、地域の一番下の連携という意味でも、かなり包括支援センターと関係する部分が多いかと思っております。

今回ご報告したいのは、基幹相談支援センターについては、来年4月開設に向けて、具体的な検討に入っていきます。検討というのは庁内の事務的などところで検討してまいります。ここで話ししておきたいのは、自立支援協議会とこことは、どう絡むか。どういうふうな関係性を持っていくのか。部会の一部をここにお願いしていく形にするのか。中には、全体をとということもあるらしいんですが、そこまで行くのかということもありますけれども。いずれにしても、何らかの関係をきちんと整理しなければいけないという課題がございしますので、きょうお示しするものでございます。

本来であれば、年度途中に一度、こういった経過で検討していますということをご報告し、ご意見をいただくのがよろしいように思うのですが、一応予定では3月になってしまいますので、機会を見ながら、あるいは相談支援専門部会等にもご報告をしながら



という形で進めさせていただければと思っております。

報告は、以上でございます。

**高山部会長：**この基幹相談支援センター、これは極めて重要な機関になってくると思いますね。

何かご意見等があればと思いますが、いかがでしょうか。

どこにこれができて、どういう人たちがこれを担っていくのか、教えていただくと思います。

**障害福祉課長：**現在の段階でわかっていますのが、元五中のところ、跡地に建てております、新福祉センターの中の1階、入ってすぐのところ、74平米程度場所が確保されております。時期的には、全体がオープンするのと同じ時期ということで、27年4月を予定しております。

あと、実際、誰にお願いするかと、一応委託を予定しているところですが、全ての障害について、この相談対応ができる場所というのは、区内ですと、多分1カ所も、今はない状態ですので、何らかの協力関係なり、どういったことが考えられるかが今、相談しながら検討しているところという段階になっております。ですので、委託先としてお願いするところについて、いろいろご相談しながら内容を決めていくという形になります。

機能については、基本的なこの機能は、当然のことながらやっていただく。一方で、現在福祉センターのほうで障害者地域自立生活支援センターという形で、当事者の方の相談、ピアカウンセリングの部分ですとか、講座的なものはお願いしているのですが、その部分も何らかの形でここに整理していきたいと。

あと、24時間の安心サポート事業をどうここと絡めるかということ、今整理しなければというふうに思っているところがございます。

現状はそういったところがございます。

**高山部会長：**ありがとうございます。

何かご意見、ご質問あれば。

特に、事業所の方々が、ここをどういうふうに連携をとっていくのかということになりますよね。

**志村副会長：**松下さんのところなんかも、24時間の電話ですと、もう3障害の受け付けていただいているわけですね。

**松下委員：**はい。24時間の安心相談もやらせていただいておりますし、相談支援事業者としても仕事をさせていただいているんですけども。基幹相談支援センターに期待するところというの、やっぱり扇のかなめであっていただきたいなということと。

先ほど佐藤委員からもお話がありましたように、相談員の方ですとかいろんな相談を受ける方々が、事業者に限らず、相談を受けた方が、とりあえず基幹にご相談にいくと、基幹が全部やるのではなくても、この事業者がこのケースの場合いいんじゃないのか、これは、行政とこことで一緒にやっていくといいと思うんだけどとか、そういう旗振りをしてくれる人というのがいると、いろんなケースが早く解決に結びついていくんじゃないかなというふうに思うんですね。やっぱり、このボールをどこへパスしようかと考えている時間がすごく何かおくれていく可能性もあると思いますし、そういう意

味では、今、文京区の中にはネットワークができつつあるというか、もうかなりの状況でできているので、この自立支援協議会を中心としたネットワークと基幹相談支援センターがうまくリンクして、より相談が深まっていくといたしますか、強固なものになっていくといいなというふうに思っています。

**佐藤委員：**やはり保護者の方が一番困るのは、どこへ相談に行けばいいのというのが、一番だと思うんですね。それから、自分の精神的なケアみたいなものも含めて、やはり日常茶飯事、うちの子はこうなのよとか、これで困っているのよとかいう話も含めた相談をしていくという場所がとても大事だろうなというふうに思っていますし、私も長いこと、10年以上相談員をやっていますけれども、やはり、ちょっとしたきっかけで、どうなの。いつ後見人をつければいいのとか、後見人になったらお金はどうなのという、本当に細かいことまで聞かれて、後見人を頼んだら、後見人の、私も知らなかったんですが、勉強させていただいて、後見人になる人の財産までちゃんと調べられるんだというふうなことで、やはり、それをやっぱり伝えなきゃいけませんから、私も一緒に勉強するんですけども。いろんなところへ電話をかけて、いろんな資料を探したりしながら、皆さんにお伝えしているわけなんです。

ですから、やっぱりこういう基幹相談支援センターがあれば、あそこへ行って相談してみようというふうなことも言えるのではないかなと思っていますので、それは期待したいなと思っています。

**高山部会長：**根拠ということになりますね。

ほかにはいかがでしょうか。

**行成委員：**この基幹相談支援センターについての議論は、この相談支援専門部会でも、ここ4年ぐらいですかね。要するに、ワンストップの相談事業所をどうつくるかということから議論が始まりまして、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、とりあえずここに相談すればいいというところをまずつくらなければいけないんじゃないかということで、議論を進めてきました。

それで、平成24年のときには、この基幹相談支援センターにどういう設備を入れるかということで話し合いが進められ、本当は昨年度もうちょっと突っ込んだ議論ができればよかったんですけども、昨年度はちょっと当事者部会の立ち上げがありまして、相談支援部会のほうで十分な議論がされなかったんですけども。

相談支援部会として、この基幹相談支援センターに望むのは、先ほどやはり松下委員がおっしゃったように、スーパーバイザー的な役割ができるところですよね。区内の相談支援従事者の方を、また後ろから支えて行けるような事業所をつくるということで、そのためには、やはりここで何度も議論されていますけど、やっぱりネットワークが大事で、その基幹相談支援センターに、今あるいろんな既存のネットワークをどのよう

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。

**下田委員：**相談窓口が一括化されるというのは、私たち民生・児童委員にとってもありがたいことで、先ほど佐藤さんもおっしゃったように、どこへ相談したらいいかということが、まずわからないので、私たちは、そこに相談に行こうと思います。

だけど、今度は、それを相談だけはとりあえずしましたけども、その後の受け皿とか

制度がきちんとしていないと、言っただけで、何の役にも立たなかったということがないように、やはり人材もたくさん配置していただきたいし、その後ろにいる事業所も、それなりの対応ができるように、区が支援したりしながら制度、それから、そういう事業所を確実にしていってほしいなと思います。

それから、この基幹相談支援センターという名前はとてもいかめしくて、ちょっと何を相談するかわかりませんが、やはりこれから期待をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**高山部会長：**そのとおりですね。いい人を入れなきゃだめですよ。本当に。ここは基幹で、かなめですから。ここをきちんとした専門性の高い人を入れないとだめですね。そうしないと、何か浮いてしまったり。それから、期待が高いですから、何かいろんなことをやらざるを得なくなると思うんですけど。だけど、それを整理しなきゃいけない部分が、やっぱりここは出てくると思いますよね。ですから、あとはネットワークですよ。皆さんとネットワークということになると思います。でも、ここは本当になめ、本当に、ここにいいスタッフがいないと。ですから、そういう意味では、そういうことも含めて考えなきゃいけないんじゃないかとも思いました。

どうぞ。

**森田委員：**まずその前に、相談支援事業所が多分すごく少ないと思うんですね。それで、今のサービス利用計画の人たちをどう振り分けるというのを、すごい頭を悩ませていると思うんですけども。それが、私の頭として考えていることは、例えば、本当に困難事例とか、そういう場合を、今の介護保険と同じように安心センターに相談に行くとか、そういうふうに考えていたんですけども。相談支援のそれがきちんとしていないと、何でもかんでもこっちに相談に行って、こちらのほうがパンクしちゃうような例だと思うんですね。ですから、どの程度、事業所がふえていくかというのが、一つの大事なことでないかと思うんですけども。

**高山部会長：**ですから、この役割や機能や、それから、相談支援事業者との関係性みたいなものを整理していくということが必要になりますよね。多分、計画相談というのは1回つくればいいんじゃないなくて、それをきちんとしてモニタリングしていかなくちゃいけないわけですね。その進行管理的なこともすごく大切で、それはネットワークの中で地域ケア会議をしっかりとしていかななくちゃいけないんですね、総合的に。そういうのをずっと積み重ねていかなくちゃいけないわけで、計画をつくるだけじゃないですね。そこから勝負ですから。計画がちゃんと行われていくかモニタリングしていき、そして、それをまたチェックしていく機能というのを、そういうことを、進行管理的なことを地域ケア会議をしっかりとやっていくみたいところ。で、そこでスーパーバイズがあるというのが大切なので、そういう流れをやっぱりつくっていく必要がありますよね。

あと、もう一つは、地域移行や地域定着なんですね。文京区の一つの課題だと思いますが、例えば、都外施設にいる人が、こちらに帰ってきたいと言ったときに、その場所があるのかどうかですね。特にグループホーム含めてですね。これもやはり、今、下田委員が言いましたように、ここで相談に乗っても、社会支援が文京区になかったら、相談がうまくつながらないですから、そういう社会資源の不足的なところやニーズみたいなものは、この部会等々で明らかにしていくということをしていかなければいけな

いし、また、計画にもそういうことを盛り込んでいかなきゃいけないんだろうというふうにもちょっと思っています。

今日まだ発言なされていない委員、いかがでしょうか。吉田委員。何か、就労系のところでご意見があればと。

**吉田委員：**そうですね、初めて参加させていただきまして、いろいろと勉強させていただきたいと思うんですけども。

確かに、先ほど松下委員がおっしゃったように、やはり最初の相談を受けたときに、どこがどういう形で、その後の支援を行っていくのかということスピーディーに決定するということは、すごく重要なことだろうと思います。

また、一つの支援機関だけが担当するのではなくて、複数の支援機関が協力して、連携して支援をするということも、当然、場合によっては出てくることだと思いますので、それをどのようにコーディネートするのかということが、目的として、そういった目的を持ってやる機関があるというのは、大変我々にとってもありがたいことだというふうに思いますので、そういった形で、この相談支援センターの役割の一つとして、そういった部分を期待したいなというふうに思います。

以上です。

**高山部会長：**ありがとうございます。

瀬川委員、いかがでしょうか。

**瀬川委員：**すみません。就労のほうに関して言うと、私も部会員の一人なんですが、結構たくさんの方がいて、いつも蜂須部会長がまとめるのがすごく大変だなと思うので、負担にならない程度に、少し就労支援も同じような会議が別にできて、少人数とかでも話し合えるといいなと思いますが、負担のない程度に。

あと最近、当事者の方も参加していただいて、この間も、身体の方と精神の方。お二人ぐらい担当の方が入ってくださって、やはりお勤めしている立場からいろいろ意見を聞かせていただいたりして、非常に、私たちも感銘を受けましたし、今後も就労支援部会については、そうですね、少人数でいろいろ話し合える場面ができたらいいなと思っています。よろしくをお願いします。

精神のほうは、相談支援のほうは、うちも事業所を立ち上げているんですが、なかなか数がこなせてなくて、ただ、いつも夜の会議で、先ほどの定例会議などでいろいろ検討させていただいて、同じような質になれるようにやるというのはすごく大事で、やっぱり一事業所だけだと、本当に立てて終わりとかいろいろ問題があるのを、もっとこういうのをつくってとか、いろんな方の事例で勉強させていただいているので、今後も相談支援に関しては、まだまだ課題がすごく多いので、定例会議には必ず誰かしらは出て、勉強していきたいなと思っています。

精神、知的もなんですかね。やっぱり文京区は、まだまだ数がとれてないと思いますので、まず通っている人もそうですけど、それ以外に、まだお宅にいらっしゃる方たちで、今後利用したいなという方たちの計画も、職員も一生懸命、相談支援従事者研修には行ってもらおうとは思っているんですが、まだまだこなせてない現状です。

あとは、ぜひ補助金をもうちょっと、相談支援従事者がきちんと計画を立てたものをちゃんと。それはもうここで言うてもしょうがないんですけど、国のほうに言わなき

やいけないんですが、やっぱりほかの業務もしながらとなると、なかなか忙しくて、勉強ももちろん必要なんですけど、そちらのほうの支援も、ぜひ文京区さんに頑張って、国と交渉していただければなと強く思っております。

**高山部会長：**ありがとうございます。

岡委員、いかがでしょうか。何か。精神保健福祉センターと、この基幹って、どういうふうに関連してくるんですかね。

**岡委員：**今お話をいろいろ聞いていて、やはり文京区だけで抱えるところがとても大変なんだというふうな事例が挙がってきたときに、やはりうちなんかでも、相談のほうは常に受け付けておりますし、レアなケースに関しても、かなり専門の方を入れた中でいろいろなご提案をしていくということができていければ、本当にいいだろうなということ。

うちは、下谷のほうは文京のほうの担当になっていきますけれども、また下谷だけでは支え切れないところは、また都内のほうに、中部とか、多摩とか、そちらのほうにもご相談しながらということで、いろいろ広げていくことなんだろうなというふうには思っております。

うちのほうでのいろいろなご提案に関しても、やはり一緒に動ける一つの問題をそこだけで抱えないというふうな、そういうふうなスタンスのところの立場で行ければいいのかなとは思ってはいますけれども。なかなかレアなケースでは、本当にスピーディーに動かなければいけないところとかありますので、やはりいろいろなところにご相談はして行って、そこでの解決方法を模索しながら構築していくということが、やはりますます大事になっていくのかなというふうには思っております。いろいろ勉強させていただきながら、いろいろなご相談も、またさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**高山部会長：**この相談支援センターは、具体的には何人ぐらいスタッフが、従事するんですか。

**障害福祉課長：**業務量に従っての計算ですし、また、安心サポートの仕事も相当なボリュームがありますので、そこをどう位置づけるかにもよるかとは思っています。ただもう来月には、そういったご提案もしていきながらと思っております。

**高山部会長：**いろいろご意見ありがとうございます。

ほかに何かございますか。どうぞ。

**佐藤委員：**この親会については傍聴はできますけど、専門部会については傍聴はできないのでしょうか。

**高山部会長：**当事者部会は大丈夫です。ほかは、いわゆる相当個人情報的なところが出てくる可能性があるということで、クローズにしていると思います。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

**三股委員：**記憶が定かではないんですが、この基幹相談支援センターというのは、行政が設置して、委託もできるというような内容でしたっけ。そうですね、確か。

あれば、ちょうど障害者施設の状況についてというところへ、27年の4月に基幹相談支援センター、下のほうに就労支援センター、委託運営開始となりますよね。そうすると就労支援センターの人材が活用できるんじゃないかと思うんですが、こういう難しい

相談になってくると、やっぱりすぐに委託というよりは、区が直営でやってみて、ある程度の路線に行った段階で委託のほうがスムーズなような気もいたしますので、私の意見、個人的な考えですけどね。

それから、この図、国の資料かどうかわかりませんが、自立支援協議会が運営委託という矢印になっているんですが、自立支援協議会は、財政基盤もないのに運営委託できませんよね。何だかちょっと。

ですから、区がやって、それで事業者に委託するということならわかるんですが、それに対して、自立支援協議会がどういうふうな関与の仕方をするのかというテーマならわかるんですが、これだとちょっとわかりづらいですね。

**高山部会長：**今、庶務的なところを、区が全部やっているところに関して、それをこっちに委託できるという、そういう意味ですよ。だから、自立支援協議会が委託するのではなくて、今、区がやっていることを、ここに委託できる。そういう庶務的なところを含めてということだと思います。これは。

いずれにせよ、ここは重要なところになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはいかがでしょうか。

行政の委員の方、なかなか言いにくいのかもかもしれませんが、代表3人来ていますので、何かあれば、どうぞ。

**加藤委員：**今のご意見の中に関連すると思うんですが、介護保険課における地域包括支援センターの立ち上げの際に、やはり委託ではありましたが、区がそこをサポートするような組織をもってスタートしています。

他区では、やはり今お話にあったように、直営で地域包括をやったものを段階的に全面委託をかけているというパターンもあったりして、この障害者の自立支援に関するものに対しても、結局最後は、皆さん、高齢者になっていくというところ言えば、ある部分では、同じ仕組みを上手にまねながらつくっていくのかなというふうに思っています。

そういう意味では、やはり立ち上げのところはとても大事なので、区側も必要であれば組織を見直して、そこにスタッフをある程度充てていく必要があるかなというふうに、私は感じます。

**高山部会長：**地域包括支援センターと、障害者の相談支援事業所が一緒になっていくみたいなことというのは、世田谷なんかやろうとしていますよね。幾つかできてやっています。茅ヶ崎もそういう方向性になっていますので、特に虐待の部分とかですね。加藤委員が言われたように、皆に高齢者になっていくわけで、逆に、高齢者の方は障害があるわけですよということになると、一緒に考えていく。それが有機的に連携がとれていくような仕組みというの、今チャンスかもしれないですね。

ほか、いかがでしょうか。

望月委員、どうでしょうか。

**望月委員：**そうですね、計画相談についてなんですけれども、身体の居宅については、今、事業者さんが身体の居宅で受けていただけるのは、2事業者さんなんですけれども、新規はもう受けることができないということで、こういう定例会という非常にすばらしい

質の部分をやっている中で、実際には、サービス等利用計画の提供ができないという状況が起きていて、4月の時点で、居宅の文京区内の事業者さんに特定の相談支援事業所募集のご案内を差し上げたところなんですけれども、何件か問い合わせがあったようですけれども、またそういった周知をしながらやっていただける事業者さんを開拓して、質の確保と同時に、事業者の確保をしていくことが重要だなと考えております。

以上です。

**高山部会長：**佐藤委員、いかがですか。

**佐藤（祐）委員：**23区内でも委託で基幹相談をしているところはく、行政が直営で設置をしているというところはあるんですが、なかなか機能していないと思っております。今回、新福祉センターに場所も確保できるということになりますので、民間の社会福祉法人等の豊富な知識や情報を生かし、委託により、継続的に支援ができる形を充実させていければと思っております。

**高山部会長：**ありがとうございました。

あと、障害のある方の支援の中で大切なのは、特に知的障害の方の、ことし、志村ゼミと高山ゼミが調査をさせていただいて、声を聞きましたけれども。家族でもない、支援者でもない、第三者のお友達というんですけど、これはカナダではコミュニティーフレンドといっていますし、スウェーデンではコンタクトパーソンといっていますが、精神の方もそうなんです、そういう人が絶対必要なんですね。そして、生活の中の質を高めていくとかいうものを、大学の区でもありますので、そういうのをつくれないうことをずっと考えています。ですから、いわゆるお友達なんですよ。そういうものが必要なんですね。

ですから、そういうものをつくっていくということなんかも非常に大切で、僕はそういう意味では、社会福祉協議会だと思っているんですよ。やっぱり住民の組織化だとか、社協は頑張らないとだめですね。ですから、そういう意味では、やっぱり社協がどこもだめなんです、はっきり言うと。だから、そういうのをつくっていかなきゃいけない。だから、そういう意味で、福祉の組織化だけではなくて、そういう住民の組織化のところの中に、そういう支援者でサポーターみたいなのをいっぱいつくっていく制度というか、そういうことをやっていかなきゃいけないかなと思いますので、何かあれば。

**橋本委員：**今、非常に力強い励ましのお言葉をいただいたということで、大変ありがたいと思います。社会福祉協議会の私たちの強みとしては、先ほど来ネットワークという言葉が出ていますけども、地域の中のいろいろな方々とのネットワークの中心を担うことができるというふうに思っています。

中には、ボランティアの方々とのつながりも非常に今現在もありますし、また、今後地域の中でいろんな方々が参加して、支え合っていく、つながりを持っていくということを目指していますので、今、高山先生のお話にあったようなことというの、今後取り組んでいくべき課題の一つであろうと思っております。ぜひ期待していただきたいと思っております。

**高山部会長：**あと、もう一つ社協がやっている成年後見のところもそうであるとか、もう一つは、東京都は力を入れています、市民後見ですね。養成とかということも視野

に入れてなきやいけない部分もあると思いますので、そこら辺のところも、兼用部会が社協を中心にやっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一応議題としてはこれまででしたよね。

何かあれば。

**障害福祉課長：**どうもありがとうございます。

そのほか、ちょっと資料の少しご説明をさせてください。

後、先になって申しわけなかったんですが、一つは、会議運用についてという、文京区障害者地域自立支援協議会の会議運用についてというのがございます。ちょっとありますでしょうか。26年5月と、右上に書いてございます。

そちらで、これは会議が公開かどうかという形が書いてございますが、皆様のほうにご確認のところは、6番目です。会議記録の取り扱いですけれども、この会議記録につきましては、発言者名を表記した要点記録方式といたします。

そして、(2)ですけれども、この内容につきましては、出席した委員の皆様にご確認をいただきながら確定してまいります。

裏のほうへ行きますと、確認手続を経た会議記録は、行政資料として行政情報センターに配架いたしますとともに、区のホームページに掲載をし、公開いたしますので、そちらのところをご認識のほう、よろしくお願ひいたします。

それから、7番の委員の代理出席ですけれども、代理出席は、基本は認めないとなっておりますけれども、機関からの推薦のあった方がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員からの届け出により代理出席を認めることができますので、そちらのも、もしもの場合には対応をお願ひいたします。

8番目の委員の欠員ですけれども、原則としては、補充は行わないものとする。ただし機関からの推薦のあった者については、この限りではないということでございますので、ご認識をお願ひいたします。

もう1点ですが、本日、差しかえの資料として、参考資料3を配らせていただきました。これは、文京区における今後の障害者施設の状況ということで、かなりいろいろ今動いておりまして、現状でお示しできるものということで、今後の予定で書いてございます。27年4月に新福祉センター運営が開始ということで、予定事業がかなり並んでおります。一番下の基幹相談支援センター、先ほどお話しいただいた中身ですけれども、そのほかこういった上にあります中身で、事業を開始してまいります。

槐の会さんが開始されますのが、小石川4丁目にあります、今、仮称「小石川の里」でよろしいでしょうか。が、やはり同じ27年の4月に開始予定でございまして、実施の事業については、この3点、生活介護、就労移行、そしてグループホームを始めるということでございます。

そのほか、新教育センターの運営が始まること。そして、就労支援センターは、現在、シビックセンター5階、直営でやっておりますが、それを委託にしていくということでございます。

そのほかは、現在わかっているのでは、28年の4月にグループホームを、現在の千石交流館の跡地に開設する予定でございます。29年の4月には、本郷交流館のところに、これは就労支援B型ですね。こちらにも既に事業者さんの選定が終わっておりまして、佑



啓会さんをお願いすることとなっております。こちらのほうは29年4月ということで、開設を予定しております。

そのほか、時期は、これからですけれども、大塚の福祉作業所、これも佑啓会さんですけれども、こちらのほうを移転していく予定ということでございます。

「小石川の里」につきましては、説明会がもう既に決まっていると伺っております。松下委員のほうからお願いいたします。

**松下委員：**5月30日、金曜日、10時半～12時、アカデミー茗台の7階学習室Aで、事業の説明会をさせていただきます。それで利用を希望される方、主にグループホームだと思っておりますけれども、ホームの利用を希望される方、8月1日、金曜日、午前中ですね。障害者会館ABで、入居説明会を実施予定でございます。10時半～12時で。両方です。そうです。よろしく申し上げます。

**障害福祉課長：**地域支援フォーラムという形で、これも小石川四丁目の「小石川の里」の予定地にいろいろ反対される方もいらしたということで、ご理解いただくために設けているものでございますけれども。その開催が決まりましたので、予定日は7月5日です。このあたりも松下委員から、よろしいでしょうか。

**松下委員：**第6回地域支援フォーラム、7月5日の土曜日、アカデミー茗台のレクリエーションホールB、1階ですね。定員が120名以上入ると思いますけれども。浅野四郎元宮城県知事と、それから、日浦美智江さん、「訪問の家 朋」の前理事長の対談と。全くストーリーは不要。自由に話をさせてほしいというふうにお二人と打ち合わせをしたときには言われまして、非常に打ち合わせをしているだけでも、本当に中身の濃いお話を1時間ぐらいお伺いすることができましたので、これも追って皆様にもご連絡をさせていただきますし、これはもともと区民の方々に、障害のある人たちってどういう生活をしているのかということをご理解いただきたいということで、ここにいらっしゃる障害のある方々を知っている方々よりもといいますか、なんですけれども、障害のことを知らない皆様のお隣にいる方をぜひ連れて、お越しいただけるとありがたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

**高山部会長：**ほかにはございませんか。よろしいですか。

これでこの会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上